

- 医療保険や生命保険の「入院補償」とは、どこが違うのでしょうか? **Q**1
- 医療保険や生命保険の「入院補償」には「お支払日数」に上限が有り、一般的には60日~180日程度の 短期の補償しかありませんでした。 **⇒**A1
 - 一方「団体給与サポート保険」は、病気やケガで働けなくなった場合に、最長満60歳まで「毎月」お支払 いします。さらに「入院中」に加えて医師の指示による「自宅療養中」も補償の対象です。
- なぜ労働災害の場合は補償の対象外なのですか?
- 会社では労災保険に加入しており、既に労働災害に備えています。そこで「団体給与サポート保険」で は労災事故を補償の対象外とし(補償の範囲を私傷病に限定することで)皆さまの保険料負担を軽減 しました。
- 保険期間中に発生した、病気やケガで会社を退職した場合はどうなりますか?
- 退職後も最長満60歳まで、保険金のお支払条件が満たされる限り継続して受取れます。

(なお、57歳以上の方は、在職・退職に関わらず最長3年間受取れます。)

お申込みになる前にご確認ください。

● ご加入される保険契約がお客さまのご希望にそった内容になっていること、特に重要な事項の欄に正しく告知いただいていることなどを確認させていただく ためのものです。ご不明点がございましたら、取扱代理店またはキャピタル損害保険へお問い合わせください。

- 1. 保険商品がお客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認ください。
- ■保険金お支払い事由 ■保険期間(保険のご契約期間) ■保険料 ■保険金額
- 2. お申込み内容の告知もれや告知誤りがないかご確認ください。 以下の項目は保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。 ■「生年月日」「性別」は正しく告知されていますか
- ■「他の保険契約」欄は正しく告知いただいていますか
- ■「健康状態に関する告知」については告知の重要性をご確認・ご理解いただいたうえで正しく告知いただいていますか
- ■特別な条件(支払対象外条件)付でご契約の場合、条件を確認し同意いただけましたか
- ■保険金額(ご契約金額)は年収の1/12の60%範囲内となっていますか
- 3. 重要事項等説明書はご確認いただけましたか
- ■ご契約に際しては「主な支払対象外事由」などお客さまにとって不利益となる情報や「告知義務・通知義務」が書かれておりますので必ずご確認ください。

配偶者特別加入について

- ●コクヨグループ以外で勤務している配偶者の方がご加入される場合は、次の条件を満たしていることが必 要になります。必ずお申込み前にご確認ください。
- 1) 共済会会員の方ご自身も1口以上ご加入いただいていること※配偶者の方のみのご加入はできません
- 2) 正社員・契約社員・派遣社員・嘱託・パート・アルバイトで働いている方※個人事業主の方はご加入いただけません。
- 3)健康保険(協会健保・組合健保・共済健保)の被保険者・本人である方。
- ※ご加入時に配偶者の保険証写しをご提出ください。保険証に(本人・被保険者)と記載の有る方です。 【ご注意いただきたいこと】
- ・<u>保険金月額は最高15万円 (3口)</u>です。<u>保険料振替口座は、配偶者の方ご本人名義の口座で設定</u>をお願いします。
- ・加入依頼書にご加入される配偶者の方の**勤務先のご記入**をお願いします。

この保険はコクヨ共済会の団体保険です。コクヨ共済会の会員の方または会員の配偶者の方のみご加入いただけます。 従いまして、ご退職等によりご加入資格を失った場合は脱退の手続きが必要です。またご指定の口座から保険料の引き落と しがされていても、ご加入資格喪失後に就業障害が発生した場合は保険金のお支払いができません。

■保険の内容に関するお問い合わせ・ご相談 ■保険の内容に関するお問い合わせ・ご相談 【取扱代理店】 【引受保険会社】 R. M. S. 株式会社 キャピタル損害保険株式会社 0120-676-877 担当:塚本 0120-777-970 営業部門 担当:村木 〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 〒 542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋1-16-17 住友不動産九段ビル 11階 ホームページアトレス https://www.capital-sonpo.co.j ◆保険会社への苦情・ご相談は、下記へご連絡ください。 ◆当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関で ある日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室 問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行なう 0120-777-970 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 受付時間:平日9:00~17:00(土日祝日を除く) 雷話番号0570-022808[ナビダイヤル] 受付時間: 平日9:15~17:00(土日祝日除く)

※詳しくは日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

コクヨ共済会オリジナル

コクヨ共済会「団体給与サポート保険」

****6人に1人の方にご加入いただいております!**

※2024年7月時占

スケールメリットにより保険料が安くなっています!

高血圧・ガン・脂肪肝など持病の有る方もご加入いただきやすくなりまし

加入依頼書裏面の告知欄をご確認ください

白グ 加 偶 ル 以 た で 画 務され け ま くださ व

おかげさまで25周年!



病気 給与を や ケガ 歳ま (" で補償 げ な LJ ま

提 出 締 切 日 :2025年4月18日(金)

間:2025年7月1日~2026年7月1日

先:社内便で大阪本社コクヨ共済会事務局、

または同封のRMS株式会社宛返信封筒

でご返送ください

<既加入者の皆様> 現在と同内容で継続される場合には、ご提出不要です

ご案内ホームページ

以下二次元バーコード、 またはGoogle検索をご参照ください



コクヨ給与サポート保険

Ha180-24-0205 2025年1月20日作成

もしも病気やケガで働けなくなったら、

『給与は』どうなるんだろう・・・?

死亡保障は 生命保険 があります。

医療保障は

医療保険

があります。



今までは、生命保険や医療保険から**入院保険金は給付されるが・・・**、

一般的な**支払限度日数は60~180日限度、**しかありませんでした。 その後の、**給与を失うリスクが、補償されていません**。

◆給与サポート保険がない時・・・??

国や会社の保障制度には限界があります

コクヨグループでは、私傷病(病気やケガ)で会社を休むと最長180日間は給与が補償されます。

- 1しかし、その期間を過ぎると、年収が約40%減少します。
- (勤続年数等により異なります。)
- ② さらに

 ①を過ぎて働けない状態が続くと

 退職となり

 給与がなくなります。



2 なくなる

障害年金(重度障害認定された場合のみ)

コクヨグループの休職制度に合わせた無駄のない補償!

①最長満60歳まで「毎月」給与(5万円×ロ数)を補償病気やケガで180日を超えて就業障害(※)が続いた場合に、補償します。

(ガンや三大疾病等に限定せず、ほぼ全ての病気やケガを補償。)

②入院中だけでなく自宅療養中も補償

自宅療養でも保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象です。(主治医の診断書に基づきます。)

- ③天災や妊娠に伴う身体障害も補償
- ④精神障害も特約補償(最長36ヵ月間)

うつ病、躁病、不安障害、統合失調症などの精神障害により 働けない状態も補償の対象です。

⑤年末調整の対象

介護医療保険料控除の対象となります。

⑥配偶者特別加入

コクヨグループ以外で勤務されている 共済会会員の配偶者の方もご加入いただけます。 (詳細は裏面をご覧ください)

詳しくは別紙重要事項等説明書のご説明をご参照ください。

◆給与サポート保険がある時・・・!!

コクヨ共済会「団体給与サポート保険」は、病気やケガで180日間を超えて就業障害 状態(※)が続いた場合、最長満60歳まであなたの給与を補償する保険です 月々の保険料 **405円**

最長満60歳まで、 「毎月」給与を補償 (5万円×口数)

「毎月」には、(コクヨの保障制度に合わせて)、傷病手当金等との二重補償をさける為に、口あたりの保険金月額が2万5千円になります。

「毎月2万5千円~25万円 保険金お支払い開始後36カ月間は、(コクヨの保障制度に合わせて)、傷病手当金等との二重補償をさける為に、1口あたりの保険金月額が2万5千円になります。

「毎月2万5千円~25万円 保険金月額が2万5千円になります。

「毎末手当金 会社保障制度保護・場所手当金 会社保障制度保準報酬月額の (傷病見舞金)約70% コクヨ共済会長期休業補償給付金5万円/月

毎月5万円~50万円を

(最低 1口 ~ 最高 10口)

最長満60歳までお支払いします。

あなたの平均月収(賞与を含む年収の1/12)の60%の範囲内でご加入ください。

180日 精神特約対象期間:最長36ヵ月間 支払 対象外 切象外

くは別紙重要事項等説明書をご参照ください。

(※)就業障害とは、被保険者が(病気やケガで)身体障害を被り、就業に支障が生じている状態をいいます。詳しくは別紙重要事項等説明書をご参照ください。 なお、就業障害状態は主治医の診断書に基づきます。

- *上記の支払い例は、この保険をわかりやすく説明するために簡略化したものです。
- *お支払いの対象とならない傷病は、別紙重要事項等説明書をご参照ください。